3）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当法人は、当法人の債権管理及び信用リスクに関する内部管理諸規程に従い、各担当部署により管理を行っております。貸付金については、案件採択時、加えて毎期末等の定期的な評価時において、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②　市場リスクの管理

(i)　金利リスクの管理

予め業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

(ii)　価格変動リスクの管理

各事業で保有している株式は、政策目的で保有しているものであり、出資先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された借入計画等に従って、資金調達を行っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

重要性が乏しいものを除き、期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注２）参照)。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	112,428	112,428	—
⑵　有価証券及び投資有価証券			
①　満期保有目的債券	45,431	45,734	303
②　その他有価証券	46,287	46,287	—
⑶　短期貸付金及び長期貸付金	28,801	29,732	930
⑷　民間備蓄融資事業貸付金	717,830	717,830	—
⑸　長期性預金	30,555	30,714	159
資産計	981,335	982,727	1,392
⑴　１年内返済長期借入金及び長期借入金	57,041	57,222	181
⑵　民間備蓄融資事業借入金	717,830	717,830	—
負債計	774,872	775,053	181

㈱　単位未満は切り捨て表示を行っております。

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑶　短期貸付金及び長期貸付金

これらは全て固定金利によるものであり、時価については、貸付金の種類及び内部格付け、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

⑷　民間備蓄融資事業貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸　長期性預金

これらは、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて時価を算定しております。

負　債

⑴　１年内返済長期借入金及び長期借入金

これらは全て固定金利によるものであり、時価については、借入金の種類ごとに元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

⑵　民間備蓄融資事業借入金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）貸借対照表の関係会社株式の全部及び投資有価証券の一部に計上された非上場株式（貸借対照表計上額233,171百万円）は、市場価格がなく、かつ約定による将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式は時価評価の対象としておらず、また、「⑵有価証券及び投資有価証券　②その他有価証券」には含めておりません。

また、預り鉱害防止積立金（貸借対照表計上額1,838百万円）は、要求された場合に払戻しが必要となるものであり、払戻し時期の特定が極めて困難であるため、時価評価の対象としておりません。

7．固定資産の減損関係

減損を認識した固定資産の概要

⑴　電話加入権

（単位：円）

用　途	種　類	場　所	減損後簿価	損益計算書に計上していない金額
通信用	電話加入権	東京都他	20,000	110,000

当該電話加入権については、休止している電話加入権について、今後も利用が見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額のうち損益外減損損失累計額（66,000円）を計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額より測定しており、相続税評価額に基づいて算定しております。

8．資産除去債務

⑴　資産除去債務の履行

①　当該資産除去債務の概要

深海底鉱物資源探査専用船の係留施設に係る地方公共団体の行政財産使用許可に基づく原状回復義務及びＧＴＬ実証研究プラントに係る土地賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。